

佐藤暁証人の尋問対策を担当して 東電の津波対策の不十分さ、 米国との比較で一層明らかに

(埼玉弁護士会事務局長) 弁護士 吉廣 慶子

みなさま、こんにちは。埼玉弁護士会の事務局長を務めております、弁護士の吉廣慶子と申します。

埼玉弁護士会は、これまで約1年間、佐藤さんの尋問準備に全面的に協力してきました。9月11日に行われた反対尋問は、主尋問(5月1日実施)が30分と短かったため省略してしまった内容を敷衍して説明する、大変いい機会になりました。今回の尋問で、佐藤さんの知識を余すことなく述べていただくことができ、私たちとしても、この間の苦勞が報われた思いです。



■吉廣弁護士■

佐藤さんは、元GE(ゼネラル・エレクトリック)の技術者。原子炉のメーカー側として電力会社に技術指導をなさってきた方で、現在も国際的に活躍しています。欧米、特に米国の審査指針類についての造詣が深く、佐藤さんとの打ち合わせの中で、私たち弁護士はたびたび、欧米と比べ日本の規制基準がいかに甘かったか、痛感させられました。



5月1日に行われた主尋問では、①基準地震動設定の問題点、②津波の設計基準設定の問題点、③SA策の問題点と順を追って説明していただきました。特に②については、米国では自然現象が複数重なって起きる場合を考慮して海水面の水位上昇を想定していること、海底地滑りによる津波の危険性が指摘され始めると、専門家の中で通説や有力説が確立するまで待つまでもなく、適時、規制局の安全審査にその意見を採用していたことなど、わかりやすく解説していただきました。



9月11日の反対尋問では、国は約90分佐藤さんの反対尋問をしました。国は、①日本政府も安全規制を明記はしていたこと、②米国で規制があったとしても、日本が米国と同じ内容の規制をしなければいけない理由はない、ということをおっしゃったように思われました。これに対し佐藤さんから、①抽象的な規制文言はあっても運用レベルで極めて規制要件を緩くして

換骨奪胎していたこと、②諸外国と同じリスクが日本にも存在する以上、日本だけ規制しないで安全と言えるはずがないことなどを、わかりやすく回答していただきました。



■裁判後の報告集会で挨拶する佐藤証人。「正義は皆さん側にあり」■

東電は約30分、地滑りは本件事故に影響していないことを確認しようとしたり、津波評価技術(東電らが、自分たちの津波対策を正当化するため作らせたもの)を精読してもいないのに正確な批判ができるのか、という趣旨の指摘をしたり、していました。

佐藤さんは尋問において、原発の安全対策に関する世界標準的な考え方を紹介したのであって、その考え方に東電らの「津波評価技術」手法が合致していないことは明らかです。私はくだらないことを聞くなと頭にきて、ついその後立ち上がり、佐藤さんに津波評価技術の考え方を即興でご説明し、どこがどう不十分か、解説していただいていたと思います。

その後の裁判所からの補充尋問は、事故の機序と結果回避措置に関する質問が多くありました。

佐藤さんには尋問終了後の報告集会にもご参加いただき、一日がかりで大変お世話になりました。



思い返せばこの1年、様々なことがありました。埼玉県三郷市にある私の事務所で打合せをするたびに、佐藤さんと群馬弁護団の関・事務局長と、深夜まで原発について語り、飲み、必ず焼酎か日本酒が1本以上、空きました。お二人ともお強くて。(私については、群馬弁護士会事務局の方から、「おしとやかで控えめな印象」との正鵠を射た評価を頂いておりますので、その評価を不当にゆがめる供述は、控えさせていただきます)。

尋問が無事終わり、埼玉からの協力は一段落、群馬の先生、これから結審まで頑張ってくださいね・・・と感慨深く思っていたところ、尋問後、裁判所から、津波評価技術の作成に関わった佐竹健治氏を群馬に呼びたいとお話がありました。国が証拠として提出したという佐竹氏の意見書を、群馬の先生から頂いて拝見したところ、中立的第三者というより事件当事者の書面のように見えました。・・・今後できるだけ、群馬訴訟の協力をしていきたいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします!



《支援団体の声》

私たちの裁判には、毎回、「原発なくす前橋連絡会」から大勢の方が傍聴にお見えになっています。この度、支援への思いを寄せていただきましたのでご紹介します。



「原発なくす前橋連絡会」は、前橋市内を中心に、原発問題について考え行動しているグループです。9月19日に定期総会・学習交流会を行い、そこに2名の原告さんと弁護団の関事務局長をお招きして、原告さんの体験や裁判の状況などについてお話しいただきました。また、私たちのメンバーが撮影した被災地のスライドの上映も行いました。

仕事の都合などで裁判傍聴に行けないメンバーもあり、原告さんの生の声は初めてという人もいました。福島映像や原告さんたちの体験談は切実そのものでした。参加者の多くが、「もし自分が同じ目に遭ったら」という思いが重なったと感想を述べていました。メンバー一同、今まで以上に裁判支援への思いを強くしました。



●高く積まれたフレコンバック(除染土などを詰めた黒い包み)、耐用年数も気がかりです。

《原発をめぐる動き》

- 8月31日：福島第一原発事故に関するIAEA(国際原子力機構)の最終報告書が公表される。
- 9月5日：福島県楡葉町の避難指示が解除。全自治体規模での解除は初めて。戻った住民1割未満。
- 9月10日：川内原発1号機、営業運転へ移行。国内で2年ぶり。2号機も10月中旬に再稼働、11月に営業運転の計画。
- 9月14日：福島第一原発の建屋周辺からくみ上げた地下水、浄化処理後に初めて海へ放出。(サブドレン計画)
- 9月16日：南相馬市の住民151人が総額約37億円の慰謝料を求めて福島地裁いわき支部に提訴。
- 9月17日：台風18号の影響で汚染水が海へ流出。東電は「降雨の影響で排水ルートからせきを乗り越えて一部(海へ)排水された」と説明。また、「フレコンバック」が流出する事態も。(福島・栃木)
- 9月24日：政府、福島第一原発事故・政府事故調委が聴取した5人分の記録を公表。事故の2年前、東電が津波対策を拒否していたことが明らかに。

次回：10月16日(金) 午前10時開廷(21号法廷)

※9時10分から傍聴券の抽選整理券発行(定員オーバーの場合は抽選に)
《裁判の内容》 原告本人尋問(4人)

